

第四百四十回 参議院商工委員会 會議録第十四号

平成九年五月三十日(金曜日)
午後一時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 木宮 和彦君
理事 吉村剛太郎君
片上 公人君
前川 忠夫君
倉田 寛之君
齋藤 文夫君
中曾根弘文君
林 芳正君
平田 耕一君
木庭健太郎君
平田 健二君
梶原 敬義君
藁科 満治君
山下 芳生君

委員

國務大臣

國務大臣
(内閣官房長官)

政府委員

公正取引委員会
委員長

公正取引委員会
事務総局経済取
引局長

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

根来 泰周君

塩田 薫範君

梶山 静六君

藁科 満治君

山下 芳生君

梶原 敬義君

平田 健二君

木庭健太郎君

林 芳正君

中曾根弘文君

齋藤 文夫君

倉田 寛之君

前川 忠夫君

片上 公人君

吉村剛太郎君

木宮 和彦君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

阿案に対する質疑は後日行うこととし、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「五百億円」を「千億円」に、「次の各号」を「次に」に改める。

第六条第二項を削る。

第七条第一項中「前条第一項若しくは第二項」を「前条」に改め、「届出を命じ、又は」を削り、「差止」を「差止め」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第九条第一項及び第二項中「持株会社」を「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」に改める。

第九条第三項を次のように改める。

この条及び次条において持株会社とは、子会社（会社がその発行済の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）の合計額の会社の

総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。第六項において同じ。）に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第九条に次の四項を加える。

会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社が発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

第一項及び第二項において事業支配力が過度に集中することとは、持株会社及び子会社その他持株会社が株式の所有により事業活動を支配している国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

持株会社は、当該持株会社及びその子会社の総資産の額（国内の会社の総資産の額に限る。）を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が三千億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三箇月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該持株会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

新たに設立された持株会社は、当該持株会社がその設立時において前項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第九条の二第一項中「株式会社」の下に「（持株会社たる株式会社を除く。）」を加え、「百億円」

を「三百五十億円」に、「三百億円」を「千四百億円」に改め、「（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「次の各号」を「次に」に改め、同項第五号中「自己」を「自己及び他の会社がそれぞれ」に、「全部」を「一部」に、「設立後直ちに」を「設立と同時に」に改め、同項ただし書中「当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合」を「当該会社が設立時の業務を引き続き主たる事業として営んでいる場合」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数に占める割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

第九条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

届出」を加える。

第十八条中「第九条第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は」及び「設立又は」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

第十八条の二第二項中「三百億円」を「六百億円」に改める。

第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第六条第一項若しくは第二項」を「第六条」に、「第九条第一項若しくは第二項」を「第九条第一項、第二項、第六項若しくは第七項」に改める。

第六十五条第一項中「第九条の二第一項第六号」を「第九条の二第一項第七号」に、「第九条の二第一項第九号」を「第九条の二第一項第十一号」に改める。

第六十七条第一項中「申立」を「申立て」に、「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第九十条第一号中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第九十一条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り上げる。

第九十一条の二第一号を次のように改める。

一 削除

第九十一条の二中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九条第六項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十五条第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、「第九十一条の二」の下に「（第一号を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第九十一条第一号、第六号」を「第九十一条第五号」に、「第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）」を「第六号（第五号に係る部分に限る。）」に、「第九十一条の二第一号、第二号」を「第九十一条の二第二号」に、「第五号若しくは第九号」を「第

七号若しくは第十一号」に改める。
第九十五条の二中「第五号」を「第四号」に改める。

第百十五條の次に次の一条を加える。

第百十六條 別に法律で定める日までの間は、第九條第一項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社（次条第一項に規定する金融業を営む会社を第三項に規定する子会社（第四項の規定により子会社とみなされる場合を含む。）とする持株会社をいう。次項において同じ。）又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」と、同条第二項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第二項を削る改正規定、第七條第二項及び第八條第一項の改正規定、第四十八條第一項及び第五十四條第一項の改正規定（第六條第一項若しくは第二項を「第六條」に改める部分に限る。）、第六十七條第一項、第九十條第一号及び第九十一條の二第一号の改正規定、第九十五條第一項第二号の改正規定（第九十一條の二の下に「（第二号を除く。）」を加える部分に限る。）、第九十五條第二項第二号の改正規定（第九十一條の二第一号、第二号を「第九十一條の二第二号」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六條第二項を削る改正規定の施行前にした同項に規定する国際的協定又は国際的契約に係る届出については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にあつた改正前の私的

独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第九條第一項若しくは第二項、第九條の二第一項又は第十七條（旧法第九條第一項若しくは第二項又は第九條の二第一項に係る部分に限る。）の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第四条 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

目次

- 第一章 大蔵省関係（第一條―第三條）
- 第二章 厚生省関係（第四條）
- 第三章 農林水産省関係（第五條―第十一條）
- 第四章 通商産業省関係（第十二條―第十四條）
- 第五章 運輸省関係（第十五條―第二十條）

附則
第一章 大蔵省関係
（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「酒類の適切な需給調整等」を「酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業」に改める。

第二条第一項中「第八十六條の三及び」を削る。

第六條第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「第八十六條の三及び」を削る。

第四十二條第五号を削り、同条第六号中「品質の改善」を削り、「合理化」の下に「酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む。」を加え、「次に掲げる規制」を「酒類の販売のための施設に関する規制、酒類の容器に関する規制その他の組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制（当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三條第一項中「又は第六号」を削り、「関する定」を「関する定め」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「（前条第六号の規定による規制に係る協定については、第三号又は第三号）を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第四十五條第一項中「（第四十二條第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四條第三項において同じ。）」を削る。

第八十二條第一項第三号中「又は第六号」を削る。

第八十三條中「第一項但書及び第四項」を「第一項ただし書及び第三項」に、「とあるのは連合会」を「とあるのは、連合会」に改め、「又は第六号」を削る。

第八十四條第四項中「第四十三條第二項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する事態を解消するために必要最小限度である範囲を超えていること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は取引の相手方の利益を不当に害すること。

第八十四條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第八十六條の二及び第八十六條の三を次のように改める。

第八十六條の二及び第八十六條の三 削除

第八十六條の四の見出しを「（基準販売価格に係る告示）」に改め、同条中「並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消」を削る。

第九十三條中「協定に基いて」を「協定に基づいて」に、「第八十四條第一項」を「及び第八十四條第二項」に、「命令に基いて」を「命令に基づいて」に改め、「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六條の三第二項の認可を受けた同項の契約（当該契約に基いて締結される契約を含む。）に基いて行う行為」を削る。

第九十四條第一項中「又は第八十六條の三第二項の認可」を「の認可又は第八十四條第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令」に、「の同意を得なければ」を「に協議しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、

「至り、又は第八十六條の三第二項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に該当するに及び」又は第八十六條の三第四項若しくは第五項」を削り、同項を同条第二項とする。

第九十七條を次のように改める。

第九十七條 第四十三條第一項（第八十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は十

万円以下の罰金に処する。

第百条中「第九十七條第二号」を削り、「外」を「ほか」に改める。

第百一条第十二号中「第四十三條第四項」を「第四十三條第三項」に改め、「及び第八十六條の三第七項」を削る。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(証券投資信託法の一部改正)

第三条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五條を削り、第五章中第二十五條の二を第二十五條とする。

第一章 厚生省関係

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第四条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條の十五」を「第十四條の十二」に改める。

第八條第五項を削る。

第十四條の十三から第十四條の十五までを削る。

第四十七條第二号の二を削る。

第五十六條中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第十四條の十五まで」を「第十四條の十二まで」に改め、「第十四條の十三第二項第二号中「組合員」とあるのは「會員たる組合の組合員」と」を削る。

第六十條第四項中第一号を削り、第二号を第

一号とし、第三号を第一号とする。

第三章 農林水産省関係

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第五條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二」を「第四章」に改め、

「第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め(第五條の二―第五條の四)」を削る。

第四章を削り、第三章の二を第四章とする。

(卸売市場法の一部改正)

第六條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第五項を削る。

第二十九條から第三十二條までを次のように改める。

第二十九條から第三十二條まで 削除

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 砂糖の価格安定に関する措置」

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等(第三條―第十三條―第十八條)」を「第二章 輸入に

係る砂糖の価格調整等に関する措置(第三條―第十八條)」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等に関する措置

第一節の節名及び第二節の節名を削る。

第十三條から第十八條までを次のように改める。

第十三條から第十八條まで 削除

第三十條第一項中「精製糖」の下に「国内産糖を除く。以下同じ。」を加える。

第三十六條第一号中「第十六條又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第八條 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

第十五條及び第十六條 削除

(輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)

第九條 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「自主的調整による」を削る。

第三條の三第一項第四号を削る。

第十七條の二の見出し中「購入事業等」を「購入事業」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第十八條から第二十一條までを次のように改める。

第十八條から第二十一條まで 削除

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

第二十六條から第二十九條まで 削除

第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。

第三十一條第二項中「第十七條の二第三項、第二十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條」を「及び第十七條の二第二項」に、「外」を「ほか」に改める。

第三十三條の前の見出しを削り、同條から第三十三條の六までを次のように改める。

第三十三條の六まで 削除

第三十三條の七の前の見出しとして「罰則」を付し、同條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、

同條第三号及び第四号を削る。

第三十四條の二を次のように改める。

第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十四條の三を削る。

第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)

第十條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。

(漁業生産調整組合法の廃止)

第十一條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二十八号)は、廃止する。

第四章 通商産業省関係

(輸出入取引法の一部改正)

第十二條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 輸入に関する協定(第七條の二)」及び「第三章の三 輸出入調整に

関する協定(第七條の三)」を削り、

二 輸入組合(第十九條の二―第十九條の六)

輸出組合(第二十條―第二十七條)

貿易連合(第二十七條の二―第二十七條の三)

輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十七條の三―第三十二條)

罰則(第三十三條―第四十七條)

第十六 第十八條―第三十二條の二)を

組合(第十九條の二―第二十七條)に関する命令(第二十八條―第三十二條の二)(第三十三條―第四十七條)に改める。

命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章を第七章とする。

第四十一条中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を「又は輸入組合」に、「輸入組合、輸出入組合若しくは貿易連合」を「若しくは輸入組合」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第四十一条の二第二項中「第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは」の役員又は「に改め、又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するもの」を削り、「わいろ」を「賄賂」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 第四十条第二項又は第二十八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条第二号中「第六条第一項若しくは第二項（第七条の二第三項又は第七条の三第三項において準用する場合を含む。）を「第六条」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第三号とする。

第四十四条中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一條第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第六条第二項又は第二十七条の十二」を「又は第六条」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「同条第二項（第七条の二第三項（第十九条の四第三項において準用する場合

を含む。）、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第二十三条第四項において準用する場合を含む。）」若しくは同条第三項を削り、同条第二号中「又は第二十七條」を削り、同条第三号中「又は第二十七條」及び「若しくは第二十七條の十六」を削り、「若しくは第二十八條の二第四項」を「又は第二十八條の二第四項」に改め、「又は第三十二條の十二第一項」を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を「又は輸入組合」に改め、「又は第二十七條」及び「又は第二十七條の十六」を削る。

第四十六条の二を削る。

第四十七條中「第四十三條第一号から第三号まで」を「第四十三條第一号若しくは第二号」に改める。

第九章を第八章とする。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）第十三条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「加入命令及び」を削り、「第百十八條」を「第百十七條」に改める。

第十七條中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三十条の二から第三十条の四までを削る。

第三十三条中「第八項」を「第七項」に、「第三十条の四」を「第三十条」に改め、「同条第七項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会（第十七條第七項の事業を行うべきことを定款に定めていない商工組合のみを会員とするものに限る。）」と、同項第一号中「全国及びその地区内」とあるのは「全国（商店街組合を会員とする商工組合連合会にあっては、全国及びその商工組合連合会の地区内）」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と」を削る。

第六節の節名中「加入命令及び」を削る。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条の二及び第五十七條の二を削る。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

第五十九條第一項及び第二項中「第五十五条第一項又は第五十六条から第五十七條の二まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改め、同条第四項中「第五十五条第一項又は第五十六条から前条まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改める。

第六十条中「第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八條まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改める。

第六十一条中「第五十五条第一項若しくは第五十六条から第五十七條の二まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改める。

第六十二条中「第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八條まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に改める。

第六十五条中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に、「基づく」を「基づく」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六十六条第二号を削り、同条第三号中「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に改め、同号を同条第二号とする。

第六十八條中「第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は」を削り、「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に、「若しくは監査員であつて」を「又は監査員であつて」に、「処理し、若しくは役員」を「処理し、又は役員」に改める。

第七十条中「第五十五条第一項若しくは第五十六条から第五十八條まで」を「第五十六条又は第五十七條」に改め、「又は第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程」を削る。

第七十条の二中「第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は」を削り、「から第五十七條の二まで」を「又は第五十七條」に改める。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、第五十六条又は第五十七條の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

第八十条の二中「及び特殊契約」を削る。

第八十一条中「若しくは第三十条の四第二項、これらの規定を」及び「若しくはあつせん若しくは調停」を削る。

第八十二条中「及び特殊契約」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第八十九条第一項中「第二十八條第一項」を「又は第二十八條第一項」に改め、「又は第三十条の二第一項（第三十三條において準用する場合を含む。）の認可を受けた特殊契約」を削り、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第二号中「第三十条の二第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「総合調整規程又は特殊契約の定」を「又は総合調整規程の定め」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「組合が」を「組合の」に、「規定に基いてする」を「事業（商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合（会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合）の組合員であつて中小企業者以外のものが利用するものを除く。）の実施に係る」に改める。

第九十条第二項中「第三十条の二第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十五条第一項若しくは第五十六条から第五十七條の二まで」を「第五十六条若しく

は第五十七条に改め、同条第三項中「第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第四項中「組合が第二十八条第一項」を「又は組合が第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた特殊契約の内容が第三十条の二第二項各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき」及び「第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十二条中「第二十九条第一項各号」を「又は第二十九条第一項各号」に改め、「中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けたもの又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を削る。

第九十三条第一項中「又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を削る。

第九十四条中「から第五十八条まで」を「又は第五十七条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十六条第一項第四号中「第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十六条の二」を「第五十六条」に改め、「若しくは第五十七条の二」を削る。

第九十七条の二第二項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号ただし書中「又は第三十条の四第二項」「これらの規定を」と及び「又はあつせん若しくは調停」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「勧告又はあつせん若しくは調停」を「又は勧告」

に改め、同項を同条第三項とする。

第三百三条を次のように改める。

第三百三条 第六十四条の規定により第五十六条又は第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する商工組合又は商工組合連合会の役員又は職員であつて、その事務に従事するものが、その職務に關し賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第四百四条中「前条各号に掲げる」を「前条の二に、「わいろ」を「賄賂」に、「同条各号に掲げる」を「同条の二」に改める。

第五百八条中「から第五十八条まで」を「又は第五十七条」に改める。

第五百十條第二号中「第十七条第八項」を「第十七条第七項」に改め、同条第三号中「第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）」を削る。

第六百八条を削る。

（商店街振興組合法の一部改正）

第十四条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第一百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八十條を次のように改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係）

第八十條 組合員たる事業者が次の各号のいずれかに掲げる者である組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 資本の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円）を超えない法人たる事業者
二 常時使用する従業員の数が三百人（小売

業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者

第五章 運輸省關係
（倉庫業法の一部改正）

第十五条 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第六十六条を次のように改める。

第十五条及び第六十六条 削除

第三十二條中第一号を削り、第三号を第二号とする。

（道路運送法の一部改正）

第十六條 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八條及び第十九條を次のように改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外）

第十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき、又は第十九條の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十九條の二の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において事業を經營している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同經營に關する協定の締結
二 旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、同一の路線において事業を經營している二以上の一般乗合旅客自動車

運送事業者が行う共同經營に關する協定の締結

（協定の認可）

第十九條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 旅客の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第十九條の次に次の二条を加える。

（協定の變更命令及び認可の取消し）

第十九條の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その協定の内容を變更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（公正取引委員會との關係）

第十九條の三 運輸大臣は、第十九條第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員會に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員會に通知しなければならない。

3 公正取引委員會は、第十九條第一項の認可を受けた協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員會は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十一條第一項第四号を削り、第五号を

第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項から第六項までを削る。

第四十三条第五項中「から第二十条まで」を「第二十条」に改める。

第八十七條第一項中、「第十八条第一項」を削り、「第三十一條第一項」を「第十九條第一項、第十九條の二、第三十一條」に改める。

第一百条第一号中「第十八条第一項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）を「第十九條第一項」に改め、同条第二号中「第十六條第二項」の下に、「第十九條の二」を加え、「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第十七條 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

第十五條及び第十六條 削除

第三十五條第六項中、「第十五條、第十六條」を削る。

第三十七條第一項中「第十六條まで」を「第十四條まで」に改め、「第十五條、第十六條」を削る。

第七十六條第四号中「又は第十五條第一項（第三十五條第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

（海上運送法の一部改正）

第十八條 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第三十條の二を削り、第三十條の三を第三十條の二とする。

第三十一條中「基く」を「基づく」に改め、「第三十條の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、「疑がある」を「疑いがある」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四十七條の三中「第三十條の三」を「第三十條の二」に改める。

第四十八條第六号中「第三十條の二第一項

において準用する場合を含む。」を削る。

（港湾運送事業法の一部改正）

第十九條 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第三十三條の二第二項中「及び第十八條の二から第十九條まで」を「第十八條の二及び第十八條の三」に改める。

（航空法の一部改正）

第二十條 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條及び第百十一條を次のように改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第二十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第百十一條の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第百十一條の二の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において二以上の航空運送事業者が事業を営んでいる場合に定期航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う共同経営に関する協定の締結

二 本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、定期航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う連絡運輸に

関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定の締結

（協定の認可）

第百十一條 定期航空運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 利用者の利益を不当に害さないこと。
二 不当に差別的でないこと。
三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第百十一條の次に次の二條を加える。

（協定の変更命令及び認可の取消し）

第百十一條の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その定期航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（公正取引委員会との関係）

第百十一條の三 運輸大臣は、第百十條第一号の協定について第百十一條第一項の認可をしたようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、第百十條第一号の協定について前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第百十一條第一項の認可を受けた第百十條第二号の協定の内容が第百十一條第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求

をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第百五十七條第四号中「第百八條第二項」の下に「第百十一條の二」を加え、同条第六号中「第百十條第一項」を「第百十一條第一項」に、「運輸に関する協定をした」を「協定を締結し、又はその内容を変更した」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この法律の施行の際現にされている第一條の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第四十三條第一項の規定による協定の設定に係る認可の申請は、当該認可の申請に係る協定が第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十二條第五号の規定による規制に該当するものを含むとされるものである場合は、この法律の施行の日

にされた新法第四十三條第一項の規定による協定の設定に係る認可の申請とみなす。

2 前項の規定は、旧法第七十九條第一項に規定する連合会が行つた協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、前項中「第四十三條第一項」とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、

「第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合（第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三條に規定する酒類業組合をいう。）が行う新法第四十二條第五号に規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

規定する規制についての総合調整計画」と読み

替えるものとする。

3 第一項の規定は、旧法第八十条第四項に規定する中央会が行った協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「第八十三条において準用する第四十三条第一項」と、「第一項の規定による改正後の酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十二條第五項の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合（第一條の規定による改正後の酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三條に規定する酒類業組合をいう。）が行う新法第四十二條第五項に規定する規制又は會員たる連合会（新法第七十九條第一項に規定する連合会をいう。）がその會員のする規制について行う調整事業についての総合調整計画」と読み替えるものとする。

（真珠養殖等調整暫定措置法の廃止に伴う経過措置）
第三條 この法律の施行の際現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整連合会（清算中のものを含む。）に関しては、第十條の規定による廃止前の真珠養殖等調整暫定措置法（次項及び附則第十五条において「旧暫定措置法」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日から起算して六月を経過した時において現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整連合会は、旧暫定措置法第六十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧暫定措置法第八十八條の規定による解散命令によって解散した真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整連合会の解散及び清算の例による。

（漁業生産調整組合法の廃止に伴う経過措置）
第四條 この法律の施行の際現に存する漁業生産調整組合（清算中のものを含む。）に関しては、

第十一條の規定による廃止前の漁業生産調整組合（次項及び附則第十五条において「旧調整組合法」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 平成十一年三月三十一日において現に存する漁業生産調整組合は、旧調整組合法第六十二條第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧調整組合法第六十七條の規定による解散命令によって解散した漁業生産調整組合の解散及び清算の例による。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）
第五條 この法律の施行の際現に存する第十二條の規定による改正前の輸出入取引法（次項において「旧法」という。）第五條の三第一項の認可を受けて締結した協定及びこれに基づいてする行為については、この法律の施行の日から起算して三月間は、なお従前の例による。

2 旧法第三十條第三項において準用する旧法第二十八條第五項の規定により旧法第三十條第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸入組合の役員又は職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、なお従前の例による。（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行の際現に存する工組組合連合会が現に行っている中小企業団体の組織に関する法律第十七條第二項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）の事業の実施に係る行為に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四號）の適用については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

（道路運送法の一部改正に伴う経過措置）
第七條 この法律の施行の際現に存する第十六條の規定による改正前の道路運送法（以下この条において「旧法」という。）第十八條第一項の認可を受けた協定については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第十六條の規定による改正後の道路運送法（以下この条において「新法」という。）第十八條各号の協定のいずれかに該当するものについては、一般乗合旅客自動車運送事業者は、同項に規定する期間内においても、新法第十九條第一項の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をするときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第十八條各号の協定の認可の申請は、当該協定が新法第十八條各号の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第十九條第一項の協定の認可の申請とみなす。

（航空法の一部改正に伴う経過措置）
第八條 この法律の施行の際現に存する第二十條の規定による改正前の航空法（以下この条において「旧法」という。）第一百十條第一項（旧法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の認可を受け、協定（第三項に規定するものを除く。）については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第二十條の規定による改正後の航空法（以下この条において「新法」という。）第一百十條第一号（新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。）の協定に該当するものについては、航空運送事業者は、前項に規定する期間内においても、新法第一百十條第一項（新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をするものとするとする処分があつたときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第一百十條第一項の認可を受けた協定で新法第一百十條第二号（新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。）の協定に該当するものについては、新法第一百十條第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 この法律の施行の際現に存する旧法第一百十條第一項の協定の認可の申請は、当該協定が新法第一百十條各号（新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。）の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第一百十條第一項の協定の認可の申請とみなす。

（所得税法の一部改正）
第九條 所得税法（昭和四十年法律第三十三號）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合
輸出入組
輸入組合

を

輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
組合員に出資をさせないものに限る。
組合員に出資をさせないものに限る。

を

輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）

に改める。

（法人税法の一部改正）
第十條 法人税法（昭和四十年法律第三十四號）

の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合
輸出入組
輸入組合

（組合員に出資をさせないものに限る。）

合（組合員に出資をさせないものに限る。）

（組合員に出資をさせないものに限る。）

輸出組合（組合員に出資をさせないもの

輸入組合（組合員に出資をさせないもの

に限る。）

に限る。）

別表第三中

輸出入組合（組合員に出資を

輸入組合（組合員に出資をさせ

させるものに限る。）

を 輸入組合（組合員

に出資をさせないものに限る。）に改める。

（消費税法の一部改正）

第十一条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組合連合会、真珠養殖調整組合及び真

珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合
輸出入組
輸入組合

（組合員に出資をさせないものに限る。）

合（組合員に出資をさせないものに限る。）

輸出組合（組合員に出資をさせないもの

輸入組合（組合員に出資をさせないもの

に限る。）

に限る。）

（地方税法の一部改正）

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「輸入組合及び輸出組合、漁業生産調整組合、真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会」を「及び輸入組合」に改める。

第七十二条の五第二項第五号中「輸入組合及び輸出組合」を「及び輸入組合」に改める。

（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 附則第三条第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 所得税法

二 法人税法

三 消費税法

四 地方税法

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第十四条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基き」を「基づき」に改め、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第

十三号を削る。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 旧暫定措置法又は旧調整組合法に基づき設立された法人は、前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定の適用については、同法第一条第一項に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなす。

（罰則に關する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十七条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改め、「又ハ連合員」を削り、同条第三項中「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。

第七十七条第一項第七号中「輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。

第二十七条第一項中「輸出入組合、貿易連合」を削る。

（中小企業流通業務効率化促進法の一部改正）

第十八条 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十九条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「又は輸入」を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第五十四号の三までを一ずつ繰り上げる。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十一条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三十三号を次のように改める。

百三十三 削除

第五十条第九号を次のように改める。

九 削除

第五十条第六十八号を次のように改める。

六十八 削除

第二十四条中「第九号まで」を「第八号まで」に改める。

第三十条中「第九号」を削る。

第三十八条中「及び第二百二十七号から第二百六十五号まで」を「第二百二十七号から第二百三十二号まで及び第二百三十四号から第二百六十五号まで」に改める。

第三十九条中「第九号」を削り、「及び第六十六号から第七十六号まで」を「第六十六号、第六十七号及び第六十九号から第七十六号まで」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十一条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号を次のように改める。

十二 輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項に關し必要な命令をすること。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十三条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中第十号を削り、第十号の

二を第十号とし、第十号の三を第十号の二とする。
第四条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号の三までを一号ずつ繰り上げる。
第六十一条第一項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

平成九年六月十一日印刷

平成九年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局